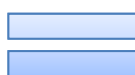


被災地域の復興計画関係参考資料

東日本大震災復興特別区域法の枠組み

復興特別区域としての計画作成ができる地方公共団体の区域



東日本大震災により一定の被害が生じた区域である財特法の特定被災区域等(222市町村の区域)

復興特別区域基本方針 (閣議決定)

【主な内容】

- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- ・復興推進計画の認定に関する基本的な事項
- ・復興特別区域における特別措置 等

国と地方の協議会

- ・地域からの新たな特例の提案等について協議
- ・県ごとに設置(地域別の分科会設置も可能)
- ・現地で開催
- ・復興庁が被災地の立場に立って運営

特例の追加・充実

復興推進計画の作成

県、市町村が単独又は共同して作成
民間事業者等の提案が可能
個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けるための計画

内閣総理大臣の認定

- ・住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の各分野にわたる規制、手続の特例
- ・雇用の創出等を強力に支援する税制上の特例措置
- ・利子補給

復興整備計画の作成

市町村が単独又は県と共同して作成
土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例等を受けるための計画

- ・必要に応じて、公聴会、公告、縦覧
- ・復興整備協議会で協議・同意

計画の公表

土地利用再編のための特例

- ・事業に必要な許可の特例
- ・手続のワンストップ処理
- ・新しいタイプの事業制度の活用

復興交付金事業計画の作成

市町村が単独又は県と共同して作成
交付金事業(著しい被害を受けた地域の復興のための事業)に関する計画

内閣総理大臣に提出

復興地域づくりを支援する新たな交付金(復興交付金)

- ・40のハード補助事業を一括化
- ・用途の緩やかな資金を確保
- ・地方負担を全て手当て
- ・執行の弾力化・手続の簡素化

事業実施に必要な許可手続のワンストップ化

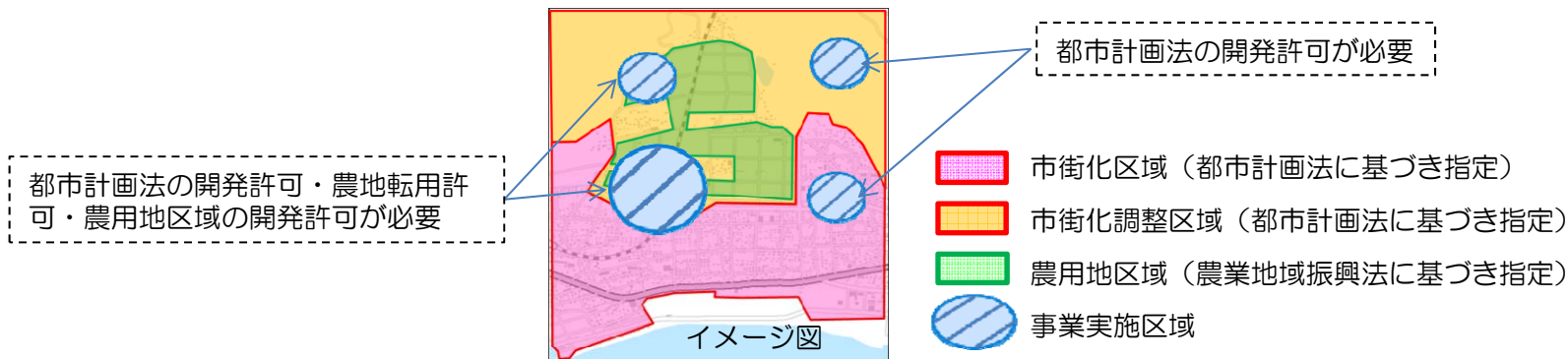
復興整備計画・復興整備協議会

現状と課題

事業実施のためには複数の許可が必要（開発許可、農地転用の許可等）

特例措置

事業に必要となる複数の許可手続をワンストップで処理



事業に必要な許可手続

- 都市計画法の開発許可
- 農地法の農地転用の許可
- 農用地区域における開発許可
- 保安林の開発許可
- 自然公園法の開発許可 等

協議会での協議・同意

復興整備協議会



ワンストップ処理

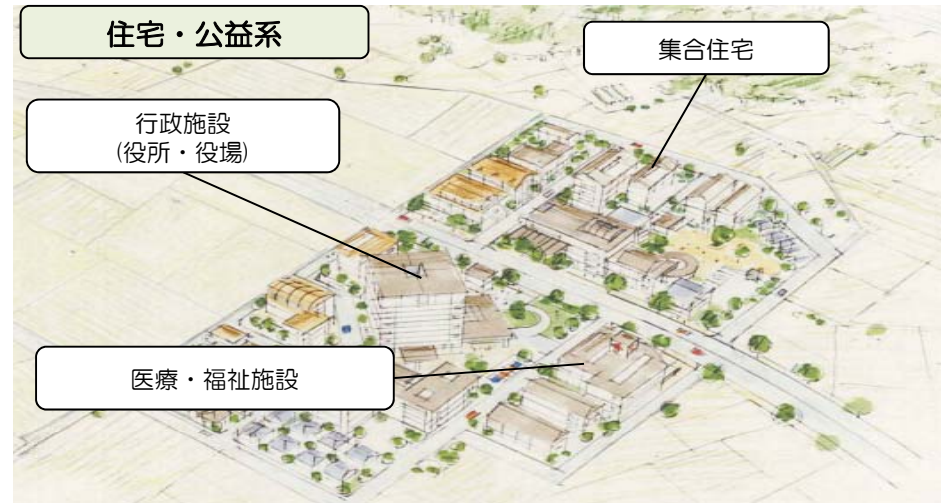
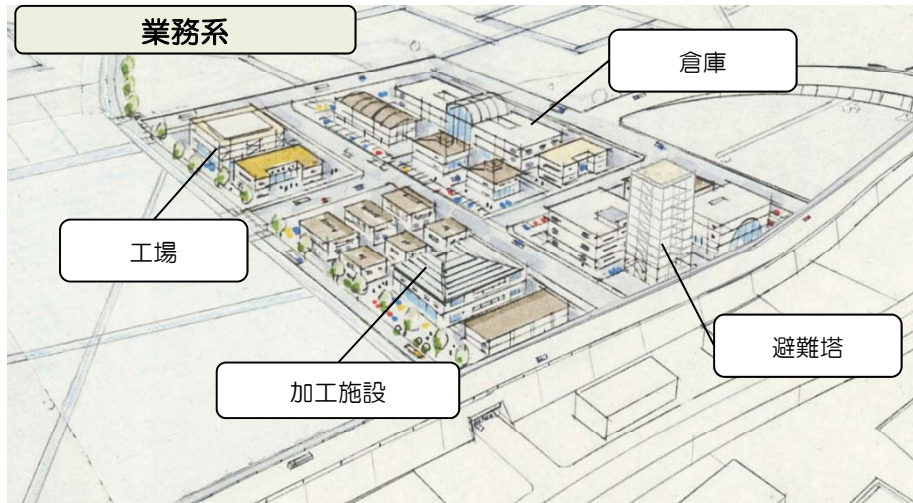
協議会での協議等を経た場合には、事業に必要な許可があったものとして扱う

許可手続のほか、下記の手続についても、それぞれ、ワンストップで処理可能とする

- 都市計画、農用地利用計画等の決定・変更手続
（都市計画区域、都市計画、農業振興地域、農用地利用計画、保安林、漁港区域等）
- 事業計画の作成手続
（土地改良事業計画、集団移転促進事業計画、住宅地区改良事業の事業計画、特定漁港漁場整備事業計画）

一団地の津波防災拠点市街地形成施設

内容 一団地の津波防災拠点市街地形成施設は、津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点となる市街地として、住宅・業務・公益等の各種施設を一体的に整備するため都市計画で定めるものであり、都市計画事業として実施することができる（全面買収方式で整備することが可能。）。



＜整備手法の例＞

・公共団体等は全体の用地の取得・造成、道路等の公共施設を整備し、民間は公共団体から用地の譲渡等を受け、上物の整備を実施

・公共団体等は全体の用地の取得・造成、道路等の公共施設を整備し、民間は公共団体から借地等を行い上物の整備を実施

	インフラ (道路等)	公的施設 (官公庁施設等)	民間施設 (住宅・工場等)
上物の整備 ※	—	公共	民間
用地の取得・造成	公共	公共	公共→ 民間（譲渡等）

	インフラ (道路等)	公的施設 (官公庁施設等)	民間施設 (医療施設等)
上物の整備 ※	—	公共	民間
用地の取得・造成	公共	公共	公共→ 民間（借地等）

予算概要

○内容：安全な拠点市街地を整備するために必要な費用（拠点市街地を整備するにあたり必要となる計画作成費等の支援、公共施設等整備費、用地取得造成費） ※上物の整備については、既存制度がある場合は当該制度で対応

○対象：被災地限定

税制概要

○内容：新たな都市施設に関する収用代替資産の取得に係る5,000万円控除等（所得税・法人税）